

和歌山県の県土整備と公共調達制度

和歌山県県土整備部県土整備政策局
技術調査課長 庄 司 勝



和歌山県の県土整備と 公共調達制度

県土整備部 県土整備政策局
技術調査課

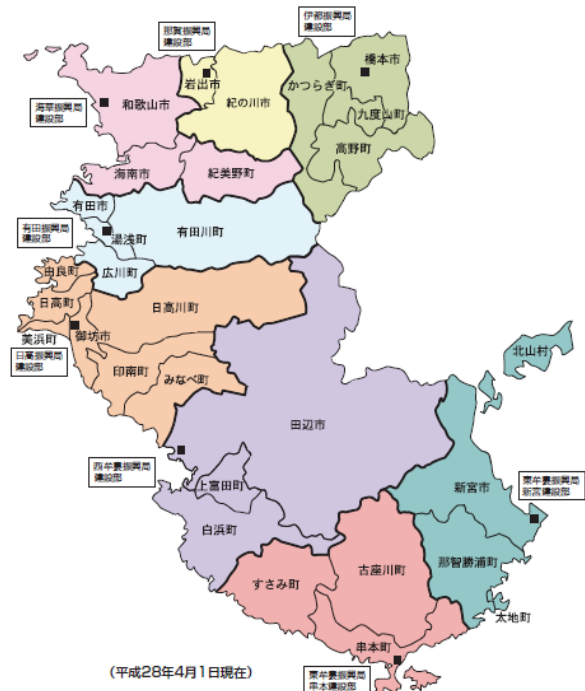
1

I. 和歌山県の県土整備

和歌山県について

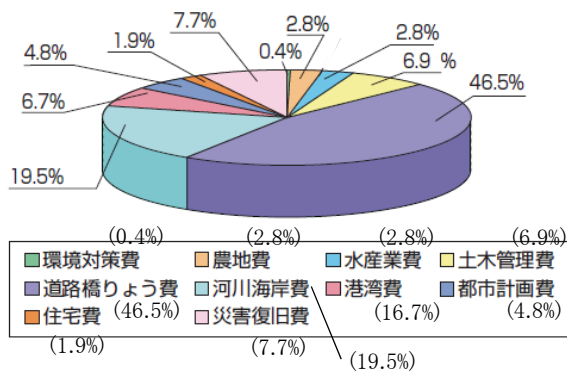
和歌山県は紀伊半島南部に位置し、9市20町1村の**全30市町村**で構成されています。

また、和歌山県の平成28年度当初における**県土整備部予算は約894億円**で、これは**県全体歳出予算約5,752億円の約15.5%**を占めています。

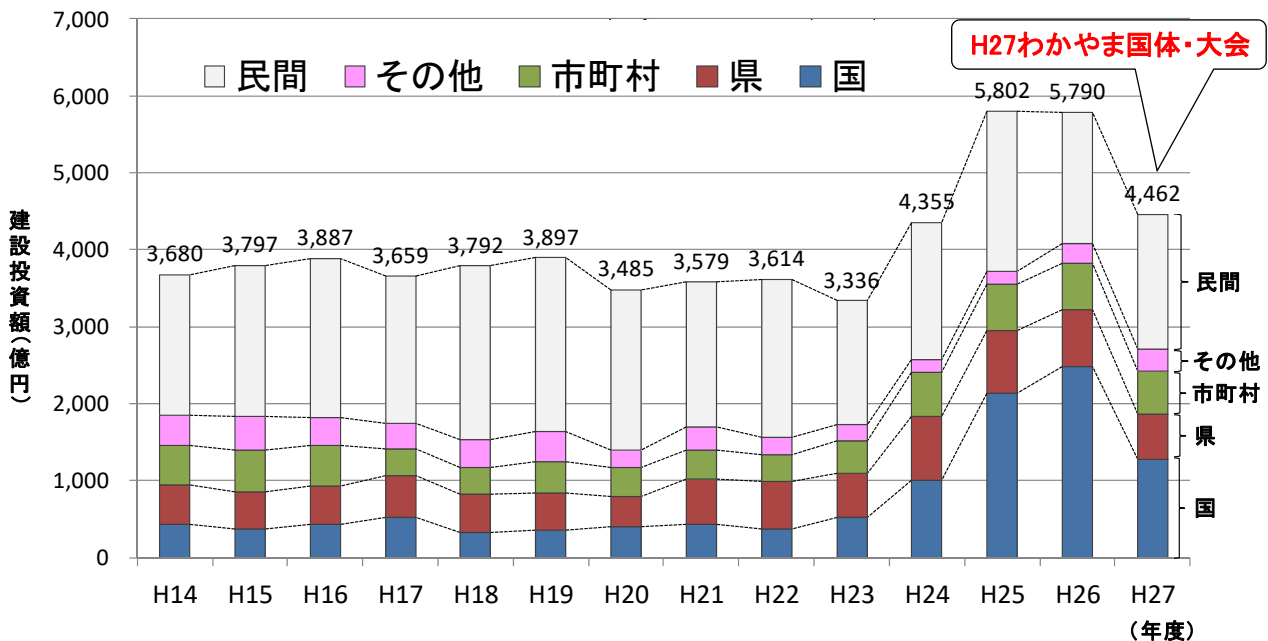


振興局建設部所在図及び所管区域図

県土整備部予算 科目別構成比 (一般会計)



和歌山県内の建設投資額の推移



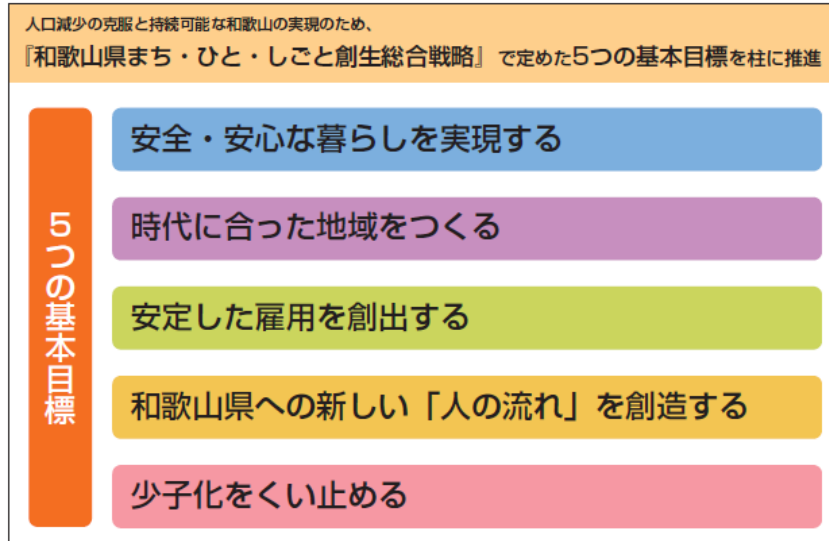
※その他 … 公団・独法・政府企業等、地方公営企業 他

(出典) 建設投資額：建設総合統計(国土交通省)より出来高ベース

県土整備の基本方針

県土整備部では、「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地震津波等による大規模災害への備えや産業活動、地域交流を支える高速道路ネットワークなどの社会基盤を整備し、安全・安心で活力ある県土づくりに取り組んでいます。

和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略



県土整備の基本方針

「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」は「2060年の県人口を70万人程度」とする目標達成に向けて最初の5か年（平成27年度～平成31年度）における具体的な取組をまとめたものです。

5つの基本目標を設定し、取組を戦略的に推進することで、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」を元気にすることを目指しています。

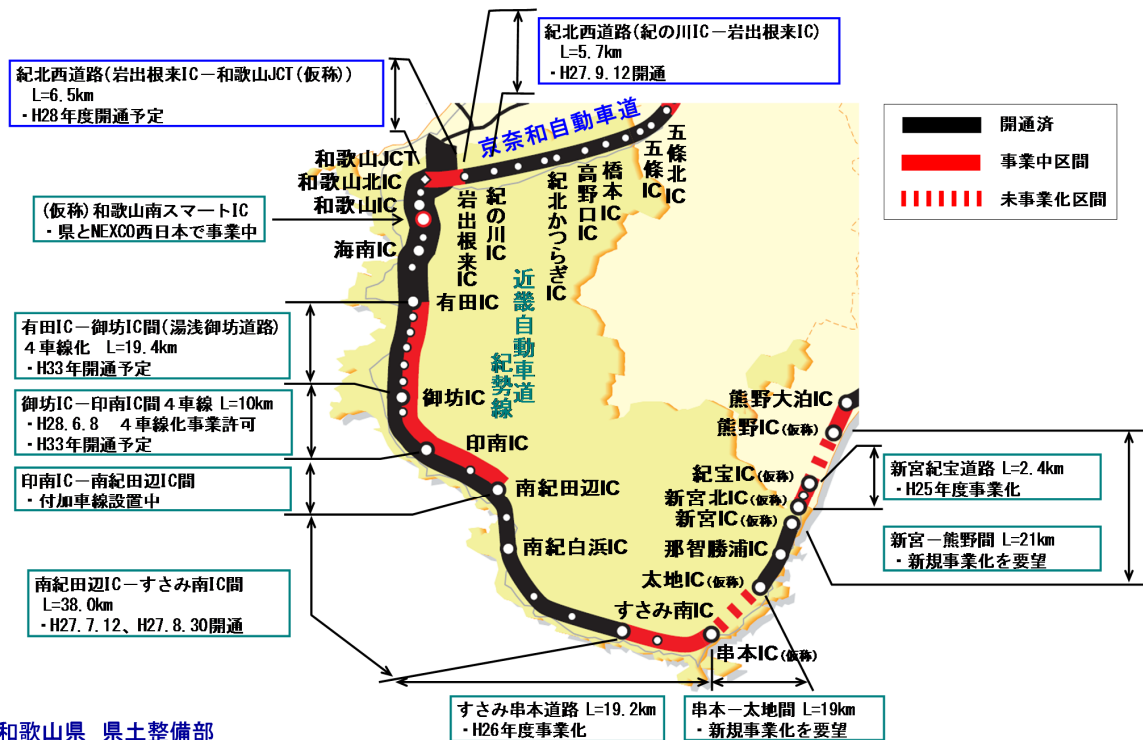
和歌山県長期人口ビジョン

人口の展望とめざす将来の方向

- このまま何も対策を講じなければ・・・
 - ・2040年に約70万人程度、2060年には50万人程度まで激減
 - ・2060年には65歳以上の人口が42%まで増加
 - ・高齢者1人を概ね現役世代1人で支える人口形態になる
- 和歌山県のあるべき将来人口
「高齢者1人を現役世代2人で支える人口形態」を達成するため、2060年に人口70万人を確保する

【主要施策】 道路ネットワークの整備

近畿自動車道紀勢線・京奈和自動車道の整備状況



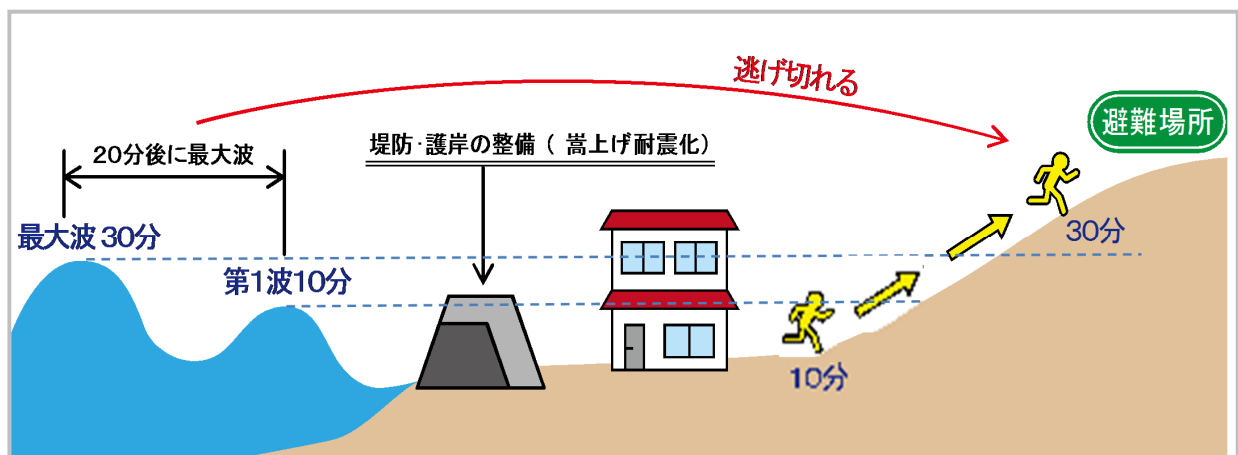
【主要施策】 津波から“逃げ切る”ための対策

東海・東南海・南海3連動地震による津波に備え、河川・海岸堤防、港湾・漁港施設の整備を本格実施

今後、約10年（H27～H36）で対策を計画的に実施。事業費：約460億円

対策1 津波避難困難地域を解消し
犠牲者ゼロをめざす

対策2 地域経済の拠点となる施設を強化して
早期の復旧復興につなげる



【主要施策】 土砂災害対策の推進


土砂災害警戒区域等の早期指定や「大規模土砂災害対策技術センター」での研究・開発など土砂災害対策を推進

土砂災害警戒区域等の早期指定

- 現状** 県内の土砂災害危険箇所数は約18,500箇所（全国第6位）
区域指定の状況は、平成27年12月末で6,961箇所（約38%）
- 目標** **平成27～31年度までの5カ年で基礎調査を完了**
 ↳ 手続きの迅速化による早期の指定完了をめざす

研究開発や啓発の推進

H28.4 国の「大規模土砂災害対策技術センター」が
和歌山県土砂災害啓発センター内にオープン

(県)和歌山県土砂災害啓発センター		
(国)大規模土砂災害対策技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査研究成果を活用した啓発 ● 紀伊半島大水害からの復興展など 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模土砂災害に係る建設技術の研究及び開発を推進 		

建設業の役割 ～地域経済と雇用を支える主要な産業～

建設産業は、本県の全産業就業者の約8%(約3.4万人)、総生産額の12.5%(約3300億円)を占めており、雇用や経済を下支えする本県の主要な産業

和歌山県の産業別就業者数

産業	平成17年		平成22年		増減	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	増減数	増減率
全産業	464,159	100.0	450,969	100.0	▲13,190	▲3
農業・林業	45,950	9.9	39,347	8.7	▲6,603	▲14
うち農業	44,916		38,050		▲6,866	▲15
漁業	3,588	0.8	2,576	0.6	▲1,012	▲28
鉱業	52	0.0	43	0.0	▲9	▲17
◎建設業	40,420	8.7	34,416	7.6	▲6,004	▲15
製造業	64,981	14.0	63,357	14.0	▲1,624	▲2
電気・ガス・熱供給・水道業	2,819	0.6	2,959	0.7	▲140	5
情報通信業	4,189	0.9	4,438	1.0	249	6
運輸業	18,990	4.1	22,017	4.9	3,027	16
卸売・小売業	83,273	17.9	73,799	16.4	▲9,474	▲11
金融・保険業	10,589	2.3	10,352	2.3	▲237	▲2
不動産業	4,126	0.9	5,119	1.1	993	24
飲食店・宿泊業	25,201	5.4	25,571	5.7	370	1
医療・福祉	50,981	11.0	57,867	12.8	6,886	14
教育・学習支援業	22,470	4.8	21,703	4.8	▲767	▲3
複合サービス事業	7,968	1.7	4,918	1.1	▲3,050	▲38
サービス業(他に分類されないもの)	51,583	11.1	49,510	11.0	▲2,073	▲4
公務(他に分類されないもの)	18,939	4.1	19,297	4.3	358	2
分類不能の産業	8,040	1.7	13,680	3.0	5,640	70

(出典) 国勢調査

和歌山県の産業別生産額

項目	平成25年度	
	金額	構成比
全産業計	2,658,648	
(1) 農林水産業	68,801	2.6
(2) 鉱業	2,222	0.1
(3) 製造業	891,216	33.5
◎(4) 建設業	331,152	12.5
(5) 電気・ガス・水道業	69,498	2.6
(6) 卸売・小売業	346,640	13.0
(7) 金融・保険業	138,440	5.2
(8) 不動産業	126,009	4.7
(9) 運輸・通信業	91,296	3.4
(10) サービス業	593,374	22.3

(出典) 平成25年度 県民経済計算(内閣府)

建設業の役割 ～災害対応～

建設業の特徴

- 重機械・人員を保有 ○ 地域の建設会社は地元（住民・地形・地質）に精通
- 大規模災害時の応援協定を締結（(一社)和歌山県建設業協会）

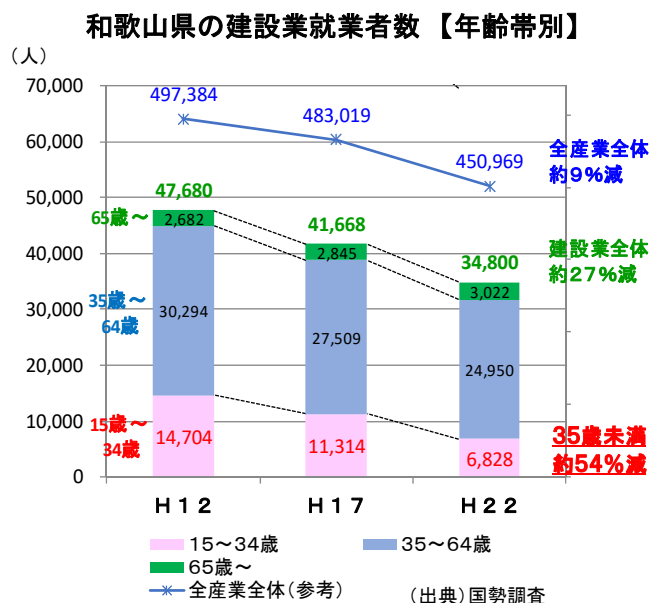
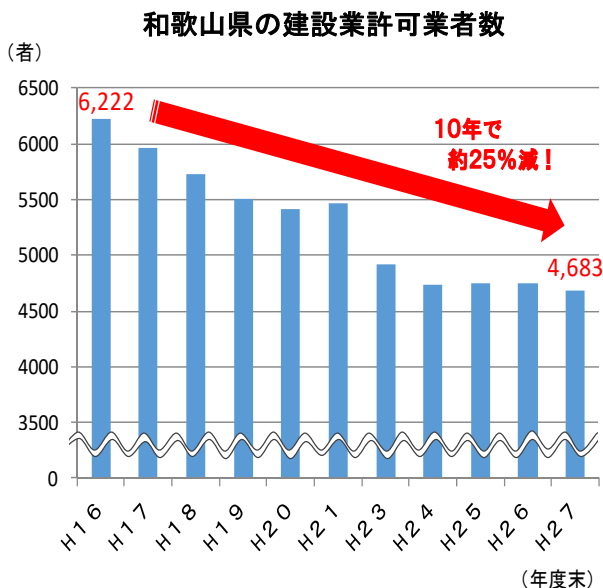
大規模災害根発生！
がけ崩れ、建物倒壊、道路寸断



紀伊半島大水害 H23.9.4
那智勝浦町 井関地区

直面する課題 ～建設業の減少～

- 建設許可業者数・建設業就業者数とも減少傾向
- 特に建設就業者数で35歳未満の減少割合が大きい



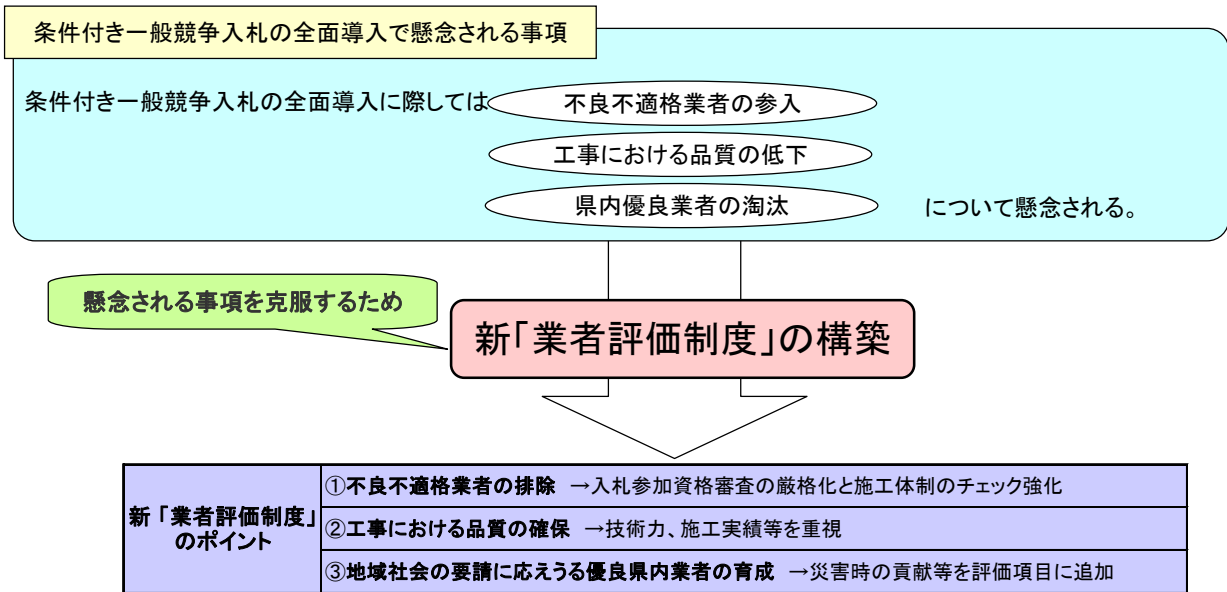
Ⅱ. 建設工事の公共調達制度

建設工事に係る 新公共調達制度の主な内容

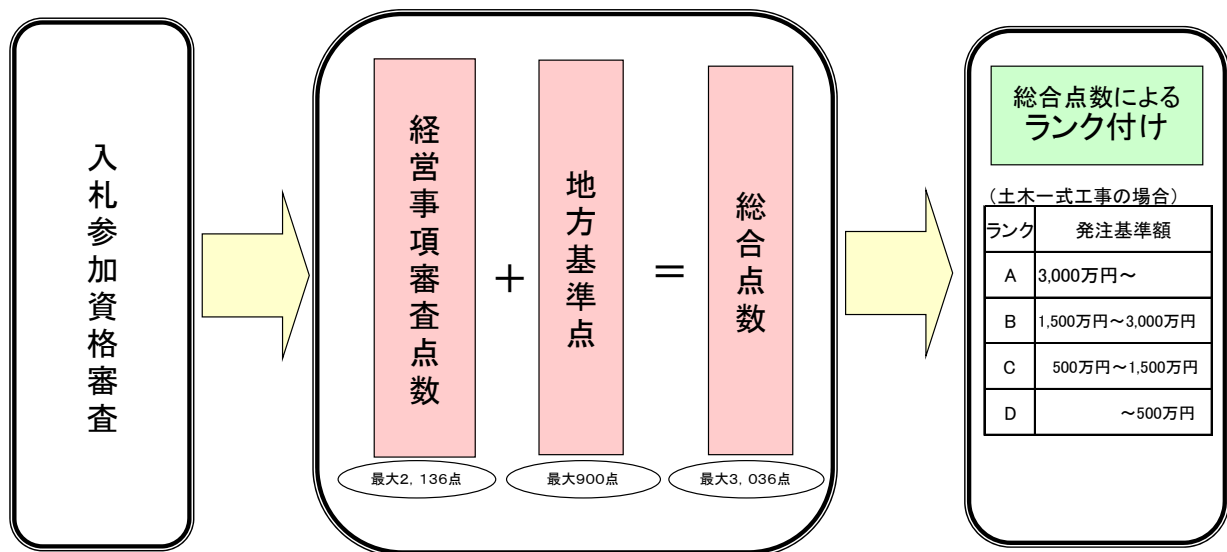
1. 条件付き一般競争入札の全面導入
2. 新「業者評価制度」の導入
3. 地域要件の拡大
4. 総合評価落札方式の積極的な導入
5. 県内業者の育成
6. ダンピング対策

① 条件付き一般競争入札の全面導入

(新「業者評価制度」の構築)



② 新「業者評価制度」の概要(1)



② 新「業者評価制度」の概要(2)

(1) 入札参加資格	①建設業許可保有 ②経営事項審査受審済み ③地方自治法資格要件有り ④県税等の未納がないこと	⑤役員及び主要な株主等に暴力団等との関係がないこと ⑥250万円を超える施工実績があること (一部業種については0円でないこと) ⑦入札に関して職員に脅迫・暴力を用いる者でないこと ⑧入札制度に関して虚偽の風説を流布するなど信用を毀損する者でないこと ⑨社会保険等に加入していること (加入義務がない場合を除く)
------------	---	--

(2) 入札参加資格審査				
全国統一基準の 経営事項審査点数	+	地方基準点数	コンプライアンス(地域社会の要請への対応)の観点からの評価	法令遵守(独禁法の遵守体制の整備、暴力団等排除の取組)
			環境等への配慮(ISOシリーズ認証取得、エコアクション21認証取得、産業廃棄物の処理体制)	災害復旧への貢献(災害時等対応重機の所有、災害時対応仮設資材の所有、大規模災害時の応急対策業務の取組、災害時緊急対応への貢献)
			労働安全衛生確保への取組(労働安全衛生法関係資格者数、労働災害防止への取組)	雇用・労働者福祉への配慮(常時雇用者の確保、障害者雇用、新規卒業者雇用、次世代育成支援取組)
			品質確保のための評価	施工能力(工事成績、高得点工事成績、和歌山県優良工事表彰、技術者数、優秀施工者、CPD)
			=	総合点数

※総合点数に占める和歌山県独自の点数(地方基準点)の割合を、1割から3割に引き上げる。

(3) 総合点数による格付け	土木一式工事については4ランク、建築一式工事・電気工事・管工事の各工事については3ランクを設定
----------------	---

(4) 不正行為等に対する処分	これまでの入札参加資格取消(経営事項審査の有効期間終了等)、入札参加資格停止(独禁法違反等)に加えて、より効果的に不良不適格業者を排除するため、格付けの一時取消(営業所実態無し等)とランクダウン(工事成績が著しく悪い等)の制度を導入
-----------------	--

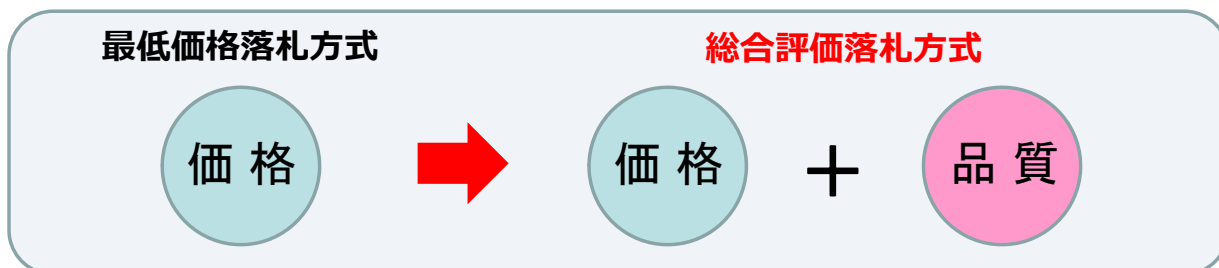
③ 地域要件の拡大

平成20年6月より、予定価格3千万未満の工事の県内9ブロックから予定価格1億円以上の工事の県内1ブロックまで、段階的に地域要件を拡大

予定価格(税抜き)	地域要件
1億円以上	県内1ブロック
5千万円以上1億円未満	県内3ブロック
3千万円以上5千万円未満	県内6ブロック
3千万円未満	県内9ブロック

④ 総合評価落札方式の積極的な導入(1)

総合評価落札方式は「価格」と「価格以外の要素（技術力）」を総合的に評価し落札者を決定する方式



和歌山県で工事の入札に用いている方式

※除算方式

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点 (100点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

- ・技術提案の評価
- ・企業評価
- ・技術者評価 を点数化

④ 総合評価落札方式の積極的な導入(2)

型式	適用金額 (予定価格※税抜き)	方式の概要
標準型	1億円以上	高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの
簡易型※1	5,000万円以上 1億円未満	技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の大きいもので、簡易な施工計画や技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの
特別簡易型※2	3,000万円以上 5,000万円未満	技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の小さいもので、技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

※1 入札手続期間の短縮と早期発注による緊急経済対策のため、平成21年2月から当面、予定価格（税抜き）5千万円以上1億円未満の工事における総合評価方式について、簡易型ではなく特別簡易型を適用

※2 平成26年4月から1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事の一部（2割程度）でも特別簡易型の総合評価を試行中

④ 総合評価落札方式の積極的な導入(3)

標準型（県外企業を含む入札）の総合評価落札方式の評価項目

※予定価格（税抜き）1億円以上の工事に適用

評価項目	評価内容	得点	備考
具体の技術提案	(1) 技術提案の内容（定量的な評価項目、定性的な評価項目等）	5.0	必須
企業の施工能力	(1) 和歌山県発注工事の契約後V Eの採用実績の有無 ^{※1}	1.0	選択
	(2) 県内での優良施工実績	2.0	必須
配置予定技術者の能力	(1) 過去3年間の工事成績の平均値	1.0	必須
	(2) 主任（監理）技術者の保有する資格（舗装施工管理技術者） ^{※2}	1.0	選択
	(3) 継続教育（CPD）の取り組み状況	1.0	必須
地域貢献	(1) 本店の有無	1.0	必須
	(2) 県内企業育成への取り組み ^{※3}	1.0	選択
	(3) 県産品、リサイクル製品の積極利用	1.0	必須
以上 14点以内で換算は行わない			

※1 予定価格5億円以上（建築工事は10億円以上）の工事に適用

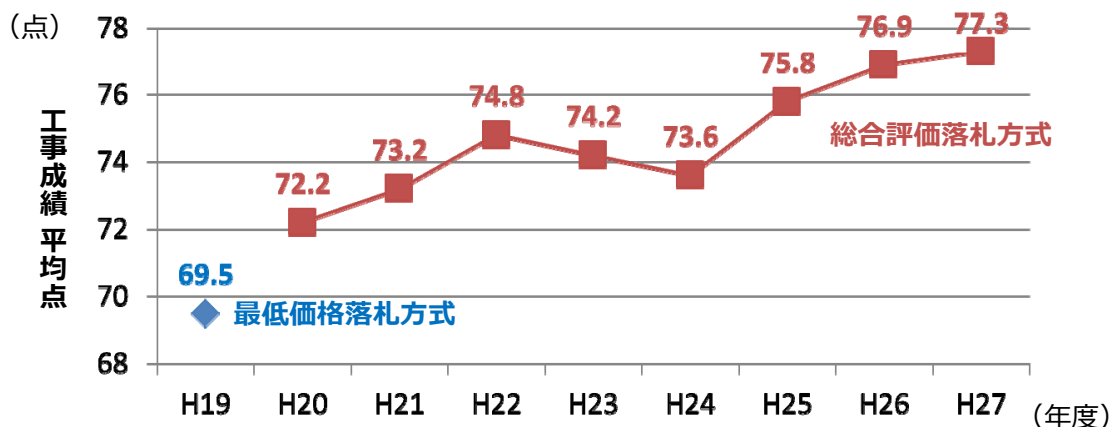
※2 舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用

※3 JVを認める工事で特に難易度の高くない工事に適用（ただし、橋梁上部工（鋼構造物）工事を除く）

④ 総合評価落札方式の積極的な導入(4)

工事成績について、平成19年度の最低価格落札方式の平均点に比べ、平成20年度～平成27年度の総合評価落札方式の平均点が3～8点アップ

総合評価落札方式で発注した工事はより高い品質が確保されている



⑤ 県内業者の育成

- 県内業者により施工が可能と見込まれる工事は
可能な限り県内業者に発注

県内業者受注率（件数ベース）

H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
97.9%	98.2%	98.5%	99.2%	99.3%	99.3%

※県外業者の入札参加は、次に該当する場合に限定

- ① 県内に施工可能な業者がない工事、または県内業者のみでは競争性が確保できないと思われる工事
- ② 県外業者の高度な技術力を必要とする工事で県内業者への技術移転が必要な工事

⑥ ダンピング対策（1）

- 予定価格等の事後公表

	予定価格	適用制度	基準額
予定価格（税抜き） 1億円未満	事前公表	最低制限価格制度	事後公表 (最低制限価格)
予定価格（税抜き） 1億円以上	事後公表	低入札価格調査制度	事後公表 (調査基準価格)

予定価格（1億円以上の工事）や最低制限価格及び調査基準価格を**事後公表**とすることで、適正な見積もりによる入札を阻害するような**過度の低入札を招く要因を排除**

- 最低制限価格・調査基準価格の算定式

最低制限価格

（直接工事費×100% + 共通仮設費×90% + 現場管理費×90% + 一般管理費×55%）
× 法定消費税相当額^{※1} × ランダム係数^{※2}

調査基準価格

（直接工事費×95% + 共通仮設費×90% + 現場管理費×90% + 一般管理費×55%）
× 法定消費税相当額^{※1} × ランダム係数^{※2}

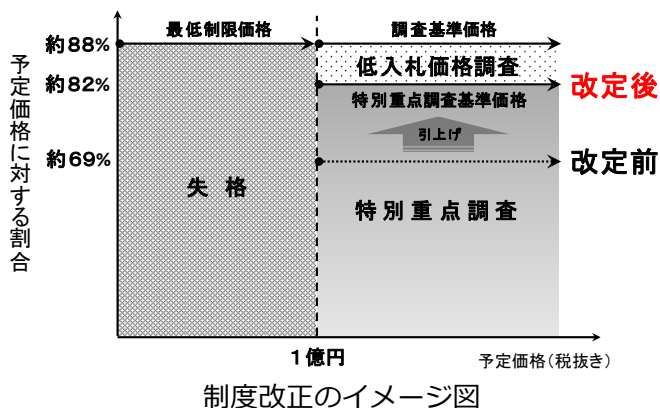
【平成28年6月1日から最新の中央公契連モデル（平成28年3月）を適用】

⑥ ダンピング対策(2)

○ 低入札価格調査の強化

和歌山県においては、ダンピング対策の1つとして、平成8年度から低入札価格調査制度を導入。

近年の制度改正では、更なる工事の品質確保、適切な工期による施工等を図るため、平成27年5月より、通常の低入札価格調査より厳しい基準で調査する「**特別重点調査**」の**対象額を引き上げ**を実施。



(参考) 特別重点調査は、下記の4つの費用内容の設定率のどれか一つでも下回った場合に適用され、通常の低入札価格調査に加え**積算根拠が過去の実績に基づく妥当なものか調査**するなど、より厳しく審査を実施。

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	予定価格に対する割合
現行	75%	70%	70%	30%	約69%
改定	95%	70%	70%	30%	約82%

Ⅲ. その他の取り組み

公共工事の発注調整(平準化)について(1)

○ 公共工事の現状

- ・ 年度当初は主に入札事務～準備期間となり、工事閑散期となっている
- ・ 公共工事の工期末が年度末に集中し、この時期の繁忙が著しい

○ 課題

- ・ 年度末の工事で人手が不足
(一方で、年度当初は労働者が遊休化)



公共工事の発注調整が必要!

公共工事の発注調整(平準化)について(2)

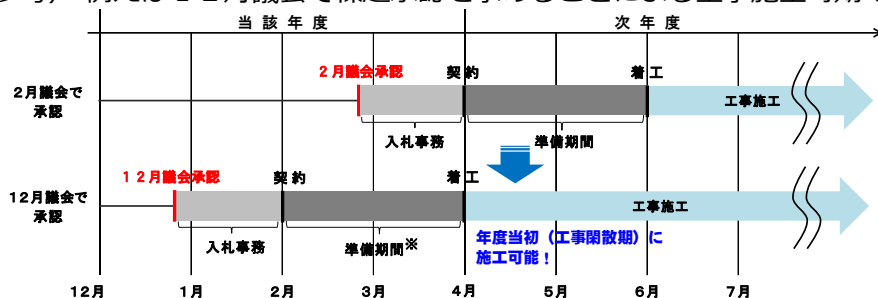
① 債務負担行為の更なる積極活用 (一般的工事への拡大)

- ・ トンネルや橋梁など長い工期を要する工事だけでなく、護岸工事や舗装工事、修繕工事など一般的な工事の一部でも、平準化を踏まえ当初予算において債務負担行為を設定し、2箇年度に渡る工期で発注

② 随時の繰越議案上程による工事発注

- ・ 現状2月議会で上程しているものを、繰越事由が発生した段階で上程
- ・ 年度末の制約なく設定する工期で発注することで、ピークが分散するとともに4～5月の工事閑散期にも施工可能となる

(参考) 例えば12月議会で繰越承認を求めることによる工事施工時期のイメージ



※フレックス工期の活用で技術者の配置を4月以降にすることが可能

(参考) フレックス工期入札公告に示した落札予定日から60日以内で受注者が任意に着工日を選択

③ 早期発注の徹底 (前年度からの発注準備等)

公共工事の発注調整(平準化)について(3)

○ 効 果

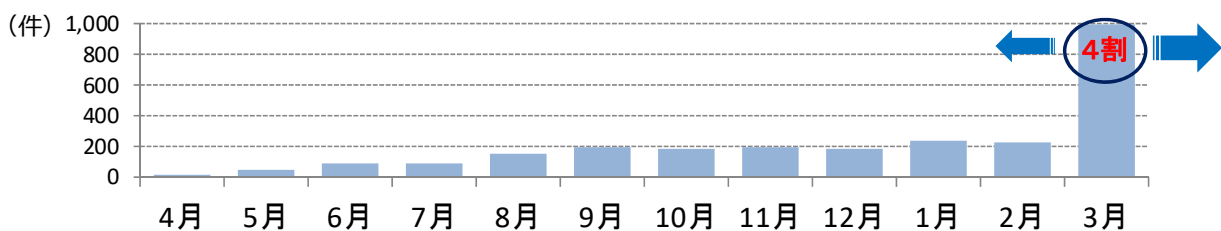
閑散期の工事量確保により**平準化**することで、**以下の効果が期待**

- ・ 建設業の企業経営の健全化 (人材・機材の実働日数の向上)
- ・ 労働者の処遇改善 (所得及び雇用の安定化)

○ 目 標

3月が工期末の工事件数を4割程度縮減

※ 平成26年度の工期末設定件数 (当初契約時)



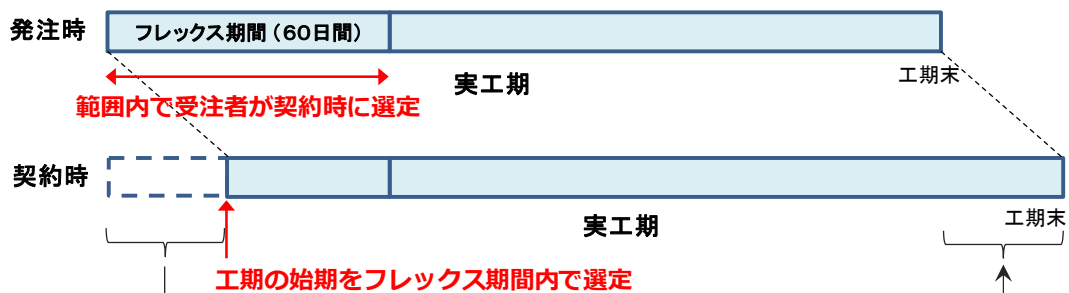
フレックス工期

○ 和歌山県のフレックス工期制度

- ・ 入札公告に示した落札予定日から **60日以内で任意に着工日を選択**
- ・ 書面による技術提案提出日から着工日の前日までの期間は**主任技術者の配置不要**
- ・ 着工日から工期終了日までの期間は**標準工期を確保**

※対象：受注者が一定の期間内で着工日を選択することが有益と認められる工事
(入札公告で明示)

和歌山県のフレックス工期による契約方式 (イメージ図)



※当初の着工日(通常は契約日の翌日)から受注者が選定した着工日までの期間の日数を追加

⇒ **実工期は変わらない**

適正な予定価格の設定等

○ 最新の単価の適用

- ・通常4月1日に改定している労務単価について、市場の実勢を適切に反映するため、**3年連続で平成28年も2月1日に前倒して改定**
- ・資材単価について、実際の取引価格の調査を行い、設計単価として採用

○ 土木工事積算基準等の改定（諸経費率）

- ・適正な利潤及び人材育成・確保にかかる費用を適切に予定価格に反映するため、**平成27年4月1日より一般管理費率及び現場管理費率を改定**

和歌山県地域発注者協議会

改正品確法運用指針に基づき、県内の地方公共団体、国及び特殊法人の公共工事の発注機関が発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施に必要な連携、支援及び連絡調整を行うため、**平成27年5月に市町村長を委員とした「和歌山県地域発注者協議会」を設置。**

○平成27年度の取り組み

- ・**年度内の歩切り撤廃と低入札対策の導入**について取り組み、**いずれについても県内全市町村で達成。**

○平成28年度の取り組み

- ・**各自治体の実状を踏まえ、以下の取り組みを実施。**

- ① 低入札対策制度の運用徹底
最低制限価格、調査基準価格の算定方法における中央公契連モデル（最新モデル）の活用検討
- ② 工事監督検査基準の標準化・共有化の推進
- ③ 施工時期等の平準化に向けた取り組み
数値目標の設定(上半期発注率の目標設定 等)

安定した雇用の創出・県内建設業の成長力強化

○ 建設業の担い手確保に向けた取り組み

- ・ まち・ひと・しごと創生法に基づき策定した「**和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略**」の“安定した雇用の創出”について、**建設業に特化して明記**
- ・ 県発注建設投資額の安定的維持
- ・ 県発注建設工事において、**県内企業の受注割合(件数ベース) 98%を維持**※
※「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」進捗管理目標に明記

(参考) 和歌山県技術調査課HP

和歌山県 Wakayama Prefecture

和歌山県PRキャラクター「きいちゅん」

和歌山県の道・川・海 まち

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課

更新情報 >>更新履歴

- H28.09.06 平成28年度第2回自然にやさしい技術者認定制度に関する研修会の開催について
- H28.08.30 土木請負工事必携の改定について
- H28.08.23 和歌山県認定リサイクル製品に関する展示会の案内について
- H28.08.22 独占禁止法に関する研修会のご案内
- H28.08.05 建設発生土の処分場指定に関する要綱等の一部改正について
- H28.07.14 土木設計業務等共通仕様書の改定について
- H28.07.01 平成28年度における県が発注する建設工事の前払金の特例に係る取扱いについて
- H28.06.08 第1回和歌山県けんさんびん建設資材フェアの開催について
- H28.06.03 平成28年度第1回自然にやさしい技術者認定制度に関する研修会の開催について

(URL)

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html>